

麻布地区総合支所まちづくり課

## 国家賠償請求訴訟事件について

### 1 訴訟に至った経緯

平成28年9月10日、港区元麻布一丁目5番先の特別区道第1, 023号線（以下「本件道路」といいます。）を自転車で下っていた原告が、本件道路の歩道上の段差でバランスを失い転倒し、負傷した事故について、道路の設置及び管理に瑕疵があったことにより生じた損害であるとして、被告に対し、損害賠償を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

### 2 訴訟の概要

- (1) 出訴日 令和2年2月6日  
(2) 当事者 原告 個人  
被告 港区  
(3) 請求の趣旨 損害賠償として2, 910万8, 537円及びこれに対する平成28年9月11日から年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

### 3 訴訟の経過

- ・ 訴状到着 令和2年2月12日
  - ・ 第1回 同年3月12日
  - ・ 第9回 令和3年8月6日
- 口頭弁論（訴状・答弁書陳述）  
弁論準備手続（準備書面陳述等）  
和解勧告、和解協議

### 4 訴訟上の争点

原告の主張	被告の主張
本件道路には、段差があったにもかかわらず、区は注意喚起の表示もしていなかった。これは、道路の設置及び管理の瑕疵に当たり、これにより生じた損害の賠償を求める。	本件道路の段差については、歩道上の車道とは反対側に設置されていたことから、道路交通法に従った通行（歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して通行）をし、原告が通行に注意を払っていれば本件事故は生じなかったはずである。

### 5 裁判所の和解勧告について

令和3年7月9日、東京地方裁判所裁判官から和解勧告があり、区としては、事件の早期解決のため、当該和解勧告を受け入れることとしました。